

滋賀県 新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

滋賀県制度融資を活用し、民間金融機関にも
実質無利子・無担保・据置最大5年融資を拡大します。
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額またはゼロにします。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利（新規枠1.0%、借換枠1.5%）については、事後的に半年に1回の頻度で相当分をキャッシュバックします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (小規模のみ)	保証料ゼロ 実質金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ 実質金利ゼロ

その他の要件

- 補助上限額：3000万円
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから、どこで申込みできますか？

5月1日から申込みいただけます。

中小企業者：各商工会議所、各商工会

協同組合等：中小企業団体中央会

事前相談も随時お受けいたします。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、商工会議所・商工会等 または
取扱金融機関へご相談ください。



本資金を取り扱っている金融機関を教えてください。

次の15の金融機関です。

**滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、
福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、
湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、
商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合**